

レンタル携帯電話事業を営んでいる方々へ
～携帯電話不正利用防止法改正のお知らせ～

**本人確認が無いと
罰せられます!** **不正
防止**

レンタル携帯電話の契約時の本人確認の方法が定められました!

お問い合わせ先

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 消費者行政課

TEL.03-5253-5843

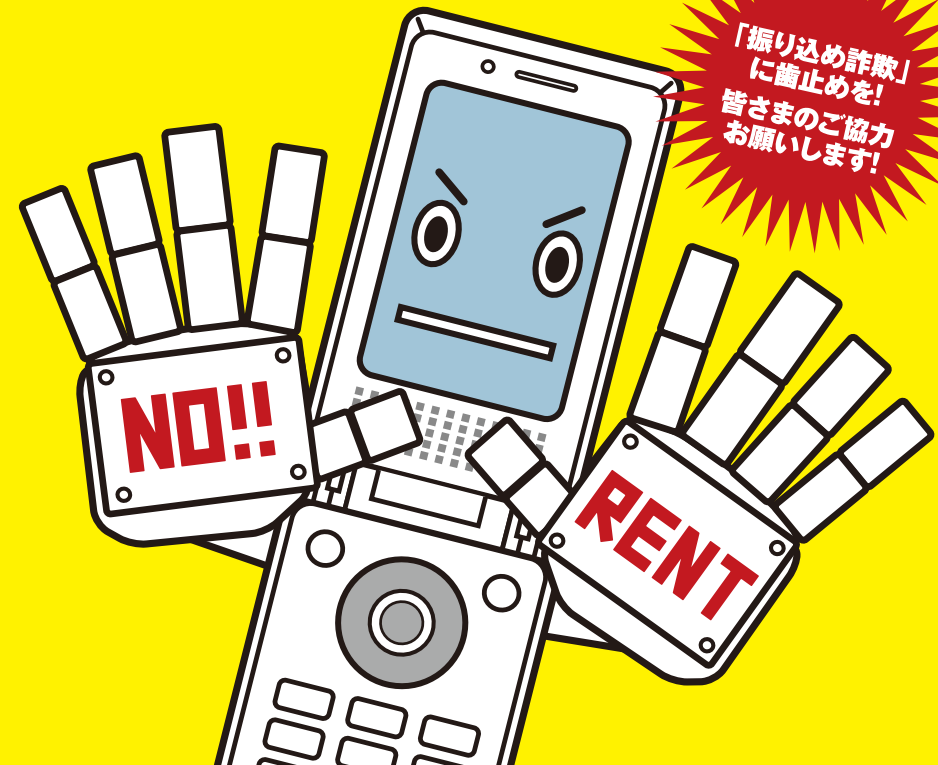
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html

警察庁 刑事局

刑事企画課

TEL.03-3581-0141(代)

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm



携帯電話不正利用防止法とは？

携帯電話不正利用防止法（「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」）とは、匿名の携帯電話が振り込み詐欺等の犯罪に利用されていたことを受け、携帯電話事業者に契約者の身分証明書による本人確認を行うことを義務付けた法律です（平成18年4月施行）。

平成19年に入っても振り込み詐欺の被害額は依然として高い水準にあったため、平成19年末より、国会内でさらなる振り込み詐欺対策の検討が開始されました。

その議論の中で、匿名のレンタル携帯電話が犯罪に利用されているという現状が問題となり、レンタル携帯電話事業者による本人確認をより厳格化すべきとの議論が行われました。最終的に、レンタル携帯電話事業者に身分証明書による本人確認を義務付けることなどを内容とする携帯電話不正利用防止法改正案が、平成20年6月に国会において可決、成立いたしました。

本人確認方法の詳細を定めた施行規則とともに、平成20年12月1日より施行予定です。

貸与業者とは？

「貸与業者」とは、「通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者」と定義されています。

「通話可能端末設備等」とは、国内で通話可能な携帯電話・PHSとSIMカードのことをいいます。SIMカードを挿入していないために通話のできない端末や、データ通信のみ利用可能な端末、海外においてのみしか使うことのできない端末などについては、法の対象外となっています。



本人確認手続

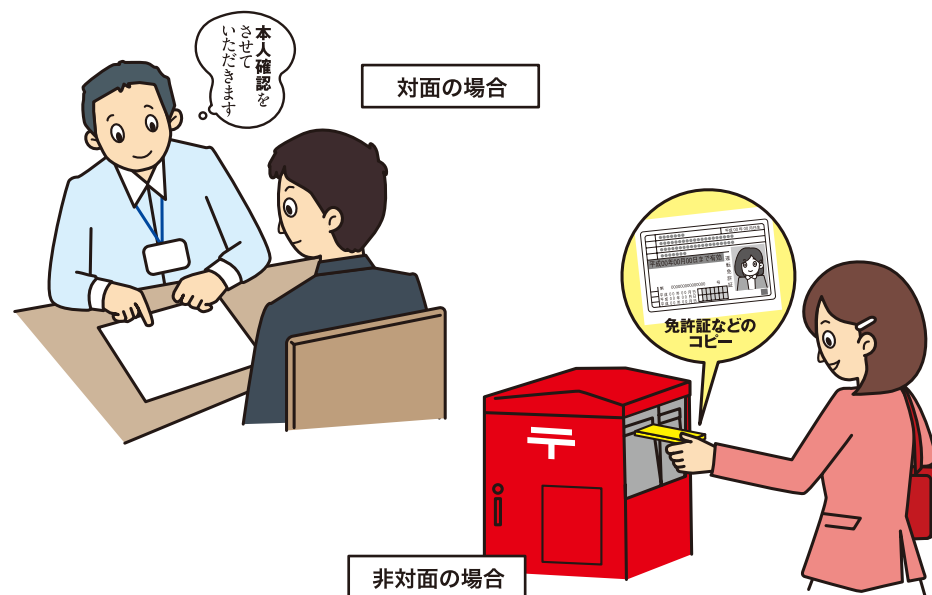
貸与業者は、施行規則に規定されている本人確認書類により、契約者の氏名・住所・生年月日を確認しなければなりません。

本人確認の方法は、概ね以下のとおりです。

- (1) 顔写真付本人確認書類の原本の提示を受ける方法
- (2) 本人確認書類の提示又は送付を受けるとともに、①口座振替又はクレジットカードを用いた支払いを行うことを約し、さらに本人確認書類に記載された住所に対して携帯電話又は契約確認の文書を書留郵便等により転送不要郵便等で送付する、又は②本人確認書類に記載された住所に対して本人限定受取郵便等により送付する方法
- (3) 特定事項伝達型本人限定受取郵便等（本人限定受取郵便であって、本人確認書類の提示を受け、本人確認記録の作成に必要な事項を差出人に提供するもの）により携帯電話又は契約確認の書類を送付する方法

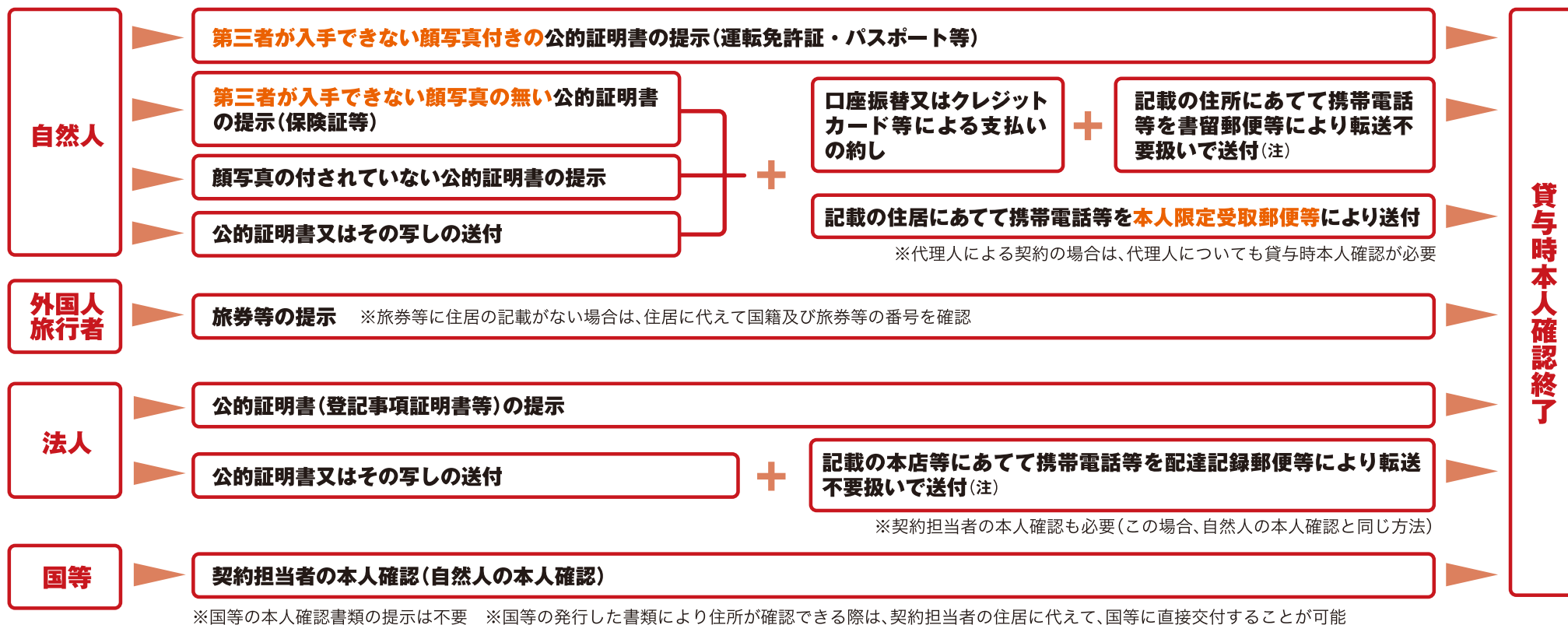
なお、契約者が法人の場合は、登記事項証明書又は印鑑登録証明書等の書類で確認することとなります。その場合、法人自体の本人確認に加え、契約担当者の本人確認も必要になります。

★本人確認手続の詳細につきましては、次ページをご覧ください。



貸与時本人確認の方法

(注)職員が直接住所に赴いて交付することも可。
書留郵便等による送付・・・書留郵便、配達記録郵便、宅急便などの、配達されたことが記録され、事業者が確認できる方法での送付をいいます。



本人確認書類

個人

顔写真付きの本人確認書類

- ◎運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、パスポート
- ◎上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの

顔写真の無い公的証明書

- ◎各種健康保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、印鑑登録証明書、戸籍謄本、戸籍抄本(これらはそのコピーも含む)
- ◎上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があるもの

法人

- ◎登記事項証明書又は印鑑登録証明書
- ◎官公庁発行書類で、法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの



本人確認記録の作成・保存

貸与業者は、契約者の本人確認を行った後、3日以内に本人確認記録を作成しなければなりません。また、作成した本人確認記録については、契約が終了した日から3年間は保存しておく必要があります。

本人確認記録に記載しなければならない項目は以下のとおりです。

- ☐ 本人確認を行った者の氏名
- ☐ 本人確認記録作成者の氏名
- ☐ 貸し出した端末の数・電話番号
- ☐ 契約者の本人特定事項(氏名・住居・生年月日)
- ☐ 本人確認を行った日付・方法
- ☐ 本人確認に用いた書類を特定するための事項 など

★なお、本人確認の方法等により、記載すべき事項は若干異なります。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html



義務に違反した場合

貸与業者が本法に規定されている義務に違反した場合等には、罰則が科せられます。行政指導や行政処分が行われることなく、直接罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

貸与業に関する罰則は概ね以下のとおりです。

- ・ 本人確認義務違反、本人確認記録作成・保存義務違反
→ **2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金**
- ・ 本人確認を行わずに携帯電話を貸与する旨の広告・誘引行為
→ **50万円以下の罰金**
- ・ 貸与業者が本人確認義務に違反していることを知りながら携帯電話を借り受ける行為
→ **50万円以下の罰金**

その他の改正点

今回の法改正により、レンタル携帯電話事業者による契約者の本人確認方法の厳格化の他に、以下の内容も規定されることとなりました。

- ☐ SIMカード単体の無断譲渡の禁止
- ☐ 国家公安委員会による携帯電話事業者への情報提供等

ホームページなど

★法についての解説やQ & Aなどのさらなる情報については

総務省 (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html)

及び警察庁のホームページをご覧ください。